平成27年4月3日

「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究」について

最高裁判所事務総局 行政局第一課長 品田幸男

※ 標記の調査研究の一部 (訴訟上の和解) に協力した立場から,同調査によって獲得された情報の公平かつ正確な発信を望み,同調査に係る報告書(以下「本報告書」という。)のうち,「IV まとめ」では言及されていない事実関係を中心に,重要部分を抽出する。

第1 紛争解決の全体像

- 1 我が国の特許権侵害訴訟の実態
 - (1) 訴訟上の和解
 - ① 日本の特許権侵害訴訟における和解は、侵害論の審理が熟し、判決の見通しが明らかとなった段階で、その見通しに整合する和解が成立する場合が多い点に他国と違う特色あり。判決・和解の双方を含めることで、より正確な訴訟の実態把握及び国際比較が可能に(53頁、64頁)。
 - ② 訴訟上の和解では、特許権者の権利実現割合が70~80%(閲覧禁止の10件を幅)。判決と和解とでは統計数値が異なる傾向(43頁,53頁)。
 - → 判決と和解を併せると、43~47%において、訴訟を通じて権利 の実現が図られたとの結果(53頁)。

※1 和解金額に関する留意事項

- 権利者において、製造販売等の差止めが達せられれば、金銭給付にこだわらない場合などには、差止給付条項のみで金銭給付条項の存在しない和解や少額の金銭給付にとどめる和解がなされることあり(43頁)。
- 特許権・実用新案権侵害訴訟において、どの程度の金銭請求額を掲げるかは、 当事者や代理人の方針などによって大きく変わる上、訴訟が進行し、被告側の資料 開示を踏まえなければ正確な計算ができないため、当初請求額は和解金額の満足度 を評する指標とならない(47頁)。
- 販売数量が異なる事案において、妥当な和解金額が異なるのは当然であり、和解金額の大小によって権利の満足度を評することはできない(同頁)。
- ※2 閲覧等禁止の場合,ライセンス合意など秘密に値する条項が存在すると考えられるとの説明(同頁)

(2) 訴訟提起後の訴外での和解

訴えの取下げの中には、訴外の和解成立に伴うものが相当数含まれる (11頁※4, 191~192頁)。

(3) 訴訟提起前の交渉による和解(アンケート調査)

2011~2013年の3年間に日本において被疑侵害品の発見を契機とした特許紛争の経験がある156社のうち、訴訟提起後に判決・和解・取下げに至った経験があるとしたのは、のべ36社(各社とも1~5件の経験)で、他方、訴訟提起前の交渉により解決した経験があるとしたのは72社(うち67社は1~5件、1社は6~10件、3社は1~50件、1社は51~100件の経験)(9頁、186頁)

2 米国における訴訟件数・訴訟提起後和解の多さの背景

- 米国では、日本であれば訴訟提起前の交渉で解決されるような紛争も、まずは訴訟に持ち込まれ、その後トライアル前に交渉で解決するという経過をたどる傾向。そのため、統計上、訴訟件数が多くなり、訴訟提起後に和解等で解決する割合も多くなる。この傾向は、民事訴訟の一種である特許訴訟でも同様(429頁)。
- NPE (Non-Practicing Entity, パテント・トロールと呼ばれることもある。) による特許訴訟は2010年には全体の22%だったが, 2012年には62%に増加。この理由としては,以下の可能性。

米国の訴訟は、ディスカバリーに多額の費用(数億円)。そのため、被告にとっては、特許権を侵害しているとの確証がなくても、陪審判断の予見可能性の低さと相まって、和解(数百万~数千万円)の方に経済合理性あり。NPEは、権利範囲が曖昧なソフトウェア特許等を対象に提訴し、和解金を獲得してきた(432頁)。

第2 権利の安定性

1 権利の安定性に対する考え方(ヒアリング結果)

- 権利の安定性を高める制度については、侵害訴訟においては権利範囲が明確であった方がよいが、瑕疵のある権利が無効と判断されないのも問題であり、そのバランス次第(405頁)。
- 瑕疵のある権利で権利行使することまでは考えていない(409頁)

2 権利行使段階での無効とその根拠となる公知文献

- 侵害訴訟においては、特許出願の審査段階で示されていない公知文献に基づく新規性欠如・進歩性欠如の主張立証が可能。そのため、侵害訴訟での無効率は、特許庁審査官との関係で、同一証拠下での判断齟齬率を意味しない(無効審判についても同様)(24頁)。
- 権利行使段階での無効リスクに関するヒアリング
 - ・ 権利行使に伴う無効リスクについて、被疑侵害者が必死になって無 効資料を調査する場合が多い(316頁)
 - ・ 特許庁と裁判所との判断齟齬について,二十数件を抽出して調査したところ,両手続における証拠の違いに起因(365頁)。

3 審決支持率

審決取消訴訟における審決支持率は、無効審決・請求不成立審決のいず れについても70%前後で推移(54頁)。

4 無効の抗弁及び無効審判の各無効率

- $2004 \sim 2013$ 年通算で、無効の抗弁が主張された侵害訴訟での無効率は47%(358件中167件)(23頁図表II − 21)。
- 同一期間における侵害訴訟に対応する無効審判での無効率は60%(272件中164件)(25頁図表Ⅱ-24,統計処理の方法は26頁)
 - ※ 米国では、有効性推定規定のない当事者系レビュー制度(IPR)で特許の有効性が 審理されるケースが増えており、手続開始が認められたクレームにおける無効率は 約7割。無効審決が出やすいこと等のため、和解を促す効果もある(431頁)。

第3 裁判所の専門性

- 1 裁判所における特許有効性に関する技術的判断の妥当性・有効性判断の 予見性に関するアンケートについて(回答した446社の内訳)
- 日本知的財産協会の正会員企業及び2012年の特許出願件数が5件 以上のランダム抽出された中小企業(173頁)
- 他方,特許権侵害訴訟経験があるのは131社(29.4%)(289頁)
- 「どちらとも言えない」の回答割合が、いずれのアンケート項目でも過 半数
 - ※技術的判断の妥当性では 54.7% (62 頁図表 II-75), 有効性判断の予見性では 67% (294 頁図表 III-102)。

- 本アンケートで特許紛争経験ありと回答した企業の中から,ヒアリング 対象として選ばれた9社(64頁)のうち,有効性判断の予見性について, 「低い」「どちらかというと低い」と回答した4社の理由
 - ※米国よりも予見性は高いと思う(392頁)。
 - ※「どちらかというと低い」と回答したが、明確な意見があるわけではない(404頁)。
 - ※判例を見ていると、進歩性欠如により権利が無効と判断されるケースが多いと感じる (408頁)。
 - ※日本での訴訟経験がないため、中国での訴訟経験を基にアンケートに回答した(41 2頁)。

2 ヒアリング結果とそれを踏まえた予見可能性への評価

裁判所の有効性判断の予見性・専門性を肯定的にとらえる意見(327, 339, 350, 368, 374, 387, 399~400, 424頁など)。

→ 判決の予見可能性については欧米諸国と比較しても日本の訴訟制度は高く評価されている (72, 74頁)。

以上